

阿南市水道事業施設運転管理等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「阿南市水道事業施設運転管理等業務」を委託するにあたり、地域企業の迅速な対応力、専門企業の高度な専門知識及び技術力が活用できる受注者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するための手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

阿南市水道事業施設運転管理等業務

(2) 業務内容

別紙「阿南市水道事業施設運転管理等業務仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書を優先する。

(3) 履行期間等

ア 令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

イ 本業務の契約締結日から令和9年3月31日までを準備期間とする。

(4) 契約上限金額（総額）

金368,632,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積金額は、上記の契約上限金額を越えてはならないものとする。（本契約上限金額には、修繕費用及び更新費用として総額118,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を含むものとする）

(5) 担当課

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3（阿南市役所2階）

阿南市 水道部 水道課

電 話 0884-22-3295（直通）

ファクシミリ 0884-23-6073

電子メール suigyo@anan.i-tokushima.jp

3 プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、公告日を基準日として次に掲げる要件全てを満たしている事業者とする。

(1) 地域企業と専門企業で構成される共同企業体で参加申込書等を提出すること。なお、共同企業体の条件は次に示すものとする。

ア 共同企業体は2者で構成し、地域企業を代表構成員とする。

イ 代表構成員の出資比率は最大であること。また、構成員最小の出資比率は30%以上であること。

- ウ 地域企業は、建設工事の阿南市入札参加有資格者名簿に登録されている者のうち、阿南市内に本社又は主たる営業所を有し、「電気工事」のA級で入札参加資格の認定を受けている者であること。
- エ 専門企業は、建設工事の阿南市入札参加有資格者名簿に登載されている者のうち、平成28年度以降に日本国内の自治体において、一日平均配水量23,000m³/日以上の水道施設での運転管理業務を元請（又は共同企業体の代表構成員）として、5年以上履行した実績を有すること。なお、現在受注中の履行であっても5年以上の業務履行があれば実績として認めるものとする。
- オ 仕様書に定める業務従事者を配置できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続き開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 阿南市暴力団排除条例（平成24年阿南市条例第7号）第2条第1号、第2号又は第3号に規定する者でないこと。
- (5) 阿南市建設業者指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 本業務の実施に当り、連絡調整及び打合せ等について適切に対処できること。

4 プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルは以下のスケジュールにより実施する。

	内 容	日 程
1	実施要領等の公表・募集開始	令和8年7月31日（金）
2	施設見学申込書の提出	令和8年8月21日（金）午後5時まで
3	施設見学	令和8年8月31日（月）～令和8年9月4日（金）
4	質問の受付（電子メールのみ）	令和8年9月14日（月）午後5時まで
5	質問への回答	令和8年9月28日（月）午後5時までに ホームページ上で回答
6	参加申込書の提出	令和8年10月9日（金）午後5時必着
7	参加確認通知	令和8年10月中旬 予定
8	企画提案書の提出	令和8年11月10日（火）午後5時必着
9	プレゼンテーション・質疑	令和8年11月中旬 予定
10	審査結果の通知	令和8年11月下旬 予定
11	委託契約の締結	令和8年12月下旬 予定

※日程については、都合により変更となる場合がある。

5 施設見学の申込み及び開催

本プロポーザルに関する施設見学の申込み及び開催は、次のとおり行うものとする。

なお、各種様式は、阿南市公式ホームページからダウンロードすること。

阿南市公式ホームページ URL：<https://www.city.anan.tokushima.jp/>

(1) 施設見学の申込み

施設見学の参加を希望する者は、次の手続きにより申込みすること。

なお、申込手続きは地域企業が行うこと。

ア 申込方法 施設見学申込書（様式第1号）を記載のうえ、担当課に電子メールで送付し、メール送信後、電話による施設見学申込書の確認連絡を行うこと。

イ 受付期間 令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

(2) 施設見学の開催

ア 開催日時 令和8年8月31日（月）から令和8年9月4日（金）の内、1日（午前10時から午後4時）とする。

申込み状況に応じ調整を行い、各参加希望者へ電子メールで通知します。

イ 見学施設 参加希望者の希望する施設とする。

ウ 参加人数 4名以内とする。

エ 留意事項

- ・施設見学時の移動手段は、参加希望者で用意すること。
- ・同時刻に複数の施設を見学することは認めない。
- ・当日の見学・道路状況によって、当初予定していた施設の全てを見学することができない事態が発生した場合でも、別日を設けて再度実施等は行わない。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

なお、質問書の手続きは地域企業が行うこと。

(1) 提出方法

質問は、質問書（様式第2号）に質問内容を簡潔に記載のうえ、担当課に電子メールで送付し、メール送信後、電話による質問書到達の確認連絡を行うこと。

(2) 受付期間

令和8年7月31日（金）午前8時30分から令和8年9月14日（月）午後5時まで

(3) 回答方法

質問への回答は、令和8年9月28日（月）午後5時までに阿南市公式ホームページ内に掲載する。

7 プロポーザル参加手続き

プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

書 類 名	提出に当たっての注意事項
1 参加申込書	・書式：指定（様式第3号）
2 共同企業体概要書	・書式：指定（様式第4号）
3 共同企業体協定書	・書式：指定（別添様式）
4 法人等概要書	・書式：指定（様式第5号）
5 参加条件確認書	・書式：指定（様式第6号） ・契約書の写し及び業務内容及び実績を満たしていることが確認できる資料（仕様書、業務計画書の写しなど）を添付すること。

(2) 提出部数

1 部

前記7(1)提出書類を1から3の順にA4縦長、左綴じで製本し、ファイルの表紙に「阿南市水道事業施設運転管理等業務プロポーザル参加申込書」、「提出年月日」、「共同企業体名称」を記載すること。

(3) 提出先

前記2(5)に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（特定記録等により書類が確実に届いていることを確認）により提出し、ファックス、電子メール等による提出は認めない。提出期限に遅れたもの及び内容等に不備があるものは受理しない。また、提出期限経過後の書類の差替え及び再提出、並びに郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

※持参による提出の場合は、平日の午前8時30分から午後5時の間に提出すること。

(5) 提出期限

令和8年10月9日（金） 午後5時 必着

8 企画提案書等の作成及び提出

参加申込書を提出し「プロポーザル参加確認通知書（様式第13号）」により、本プロポーザルへの参加を認められた者（以下「提案者」という。）は、提出期限までに次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

書 類 名	提出に当たっての注意事項
1 企画提案書届出書	・書式：指定（様式第7号）
2 業務実績調書	・書式：指定（様式第8号）
3 配置予定技術者調書	・書式：指定（様式第9-1～4号）
4 企画提案内容	・内容：仕様書の業務内容に基づき、以下の項目を中心として記載すること。

	① 統括管理業務に関する提案 ② 運転管理業務に関する提案 ③ 保全管理業務に関する提案 ④ 機電設備保全計画業務に関する提案 ⑤ 機電設備修繕更新業務に関する提案 ・書式：任意（A4版・縦置き・両面印刷・カラー印刷可） ・製本：左綴じ ・文字サイズ：10.5ポイント以上 ・ページ数：10ページ以内
6 業務スケジュール案	・書式：任意（A3版・横置き・片面印刷） ・特記：契約期間全体及び必要に応じて各年度のスケジュール案を作成すること。
7 提案見積書及び見積内訳書	・書式：指定（様式第10号、第11号） ・内容：前記2(4)の契約上限金額を踏まえ、別紙仕様書の内容に沿った内訳を記載すること。 なお、提案見積書の総計については、消費税及び地方消費税を含む金額で記載すること。

(2) 提出部数等

- ア 提出部数 正本1部、副本（正本の写し）10部
- イ 製本等 正本、副本ともに前記8(1)提出書類を1から7の順にA4縦長、左綴じで製本し、ファイルの表紙に「阿南市水道事業施設運転管理等業務プロポーザル企画提案書」、「提出年月日」、「共同企業体名称」を記載すること。
- ウ 提出先 前記2(5)に同じ。
- エ 提出方法 前記7(4)に同じ。
- オ 提出期限 令和8年11月10日（火） 午後5時 必着

9 企画提案書の取扱い

- 提出された企画提案書は返却しない。
- 提出期限経過後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- 企画提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。
- 提出された企画提案書の著作権は、提案者に帰属するが、本案件に係る情報公開請求があった場合は、阿南市情報公開条例（平成12年阿南市条例第37号）第7条の規定に基づき、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものなど、不開示情報を除いて開示請求者に開示するものとする。
- 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

10 プレゼンテーション及び質疑の実施

(1) 実施日時

令和8年11月中旬 予定

※詳細な日時及び場所については、希望するプレゼンテーション方法を企画提案書提出届（様式第7号）に記載された担当者宛に電子メールを通じて確認した後、別途通知する。

(2) 実施場所

阿南市役所内会議室

(3) 実施方法

提案者が、提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行い、阿南市水道事業施設運転管理等業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が質疑を行う。プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の提出順とする。1者あたりの所要時間は次のとおりとする。

・準備時間 5分

・プレゼンテーション 20分以内

・企画提案書及びプレゼンテーションに対する質疑 10分程度

なお、説明者は、提案者の社員とし、受注した際の総括責任者は必ず出席すること。

(4) 参加人数

5人以内（総括責任者含む）

(5) その他

パソコン等の電子機器を利用する場合は、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意し、パソコン等は提案者が持参するものとする。なお、提案者が1者しかいない場合でも、プレゼンテーション等は実施するものとする。

11 受注候補者の選定

委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について審査を行い、受注候補者等を選定する。

(1) 審査基準及び受注候補者等の選定

委員会において別表「審査基準」に基づき評価し、最高評価点の者を受注候補者として選定し、2番目に高い評価点の者を次点受注候補者として選定する。

ただし、評価点が満点の60%未満の者は、受注候補者として選定しないものとする。

(2) 提案者が1者の場合の受注候補者の選定

提案者が1者の場合でも委員会において審査を行い、この実施要領や仕様書等の要件を満たすと判断した場合は、その者を受注候補者として選定するものとする。

(3) 評価点が同点の場合

評価点が同点となった場合は、次の順位で上位者を決定する。

ア 別表「審査基準」における「2 企画提案書」の評価点が高い者

イ 提案見積金額が低い者

ウ ア、イいずれも同点の場合は、次の方法によりくじ引きを行う。

- ① 提案見積書に記入のある3桁の番号の少ない番号から順に整数「0」からの番号を付す。
なお、3桁の番号が同じである場合は、地域企業の阿南市入札参加有資格者名簿の受付番号の小さい順に付番する。
 - ② 本プロポーザルに関係のない市職員が「1から9まで」のくじ引きにより必要な1桁の番号を決定する。
 - ③ 提案見積書に記入のある3桁の番号と②の番号を合計した数を同価の提案者数で除算し、余りを算出する。
 - ④ ①の付した番号と③の計算結果による余りの数の一致する者を受注候補者とする。
- (4) 結果通知
選定結果は全ての提案者に対し、書面にて通知する。
- (5) その他
審査の経緯や審査内容に関しての質問及び審査結果に対する異議等は受け付けない。

12 失格となる提案等

次の各号に該当する提案は、失格とする。

- (1) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (2) 本実施要領に定めた企画提案書等の作成及び提出に関する条件を満たしていない提案
- (3) 提案見積金額が契約上限金額を超える提案
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (5) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為をした者の提案

13 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

市は、受注候補者として選定された者と速やかに契約締結の協議（以下「契約協議」という。）を行うものとする。その際、原則として、企画提案書等に記載した内容やプレゼンテーションで説明、ヒアリングで回答した内容は、本業務の目的を達成するため、本業務の仕様として位置付けるものとし、契約協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。

また、提案見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。契約手続は、阿南市契約規則（平成24年阿南市規則第7号）の規定に基づき行う。

なお、受注候補者との契約協議が不調となった場合、市は、速やかに次点受注候補者と契約協議を行うものとする。

(2) 契約の特約条件

ア 契約保証金は、阿南市契約規則第26条及び第27条の規定による。

イ 前金払はなし。

14 その他

- (1) プロポーザル参加の意思表示書を提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式第12号）」を持参又は郵送により速やかに提出すること。

- (2) 本プロポーザルの意思表示書及び企画提案書の作成・提出、その他プレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、阿南市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、本案件に関して、直接または間接を問わず自らを有利に、または他者を不利にするように働きかけることを禁ずる。この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (6) この実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、委員会で協議のうえ、定めるものとする。

15 問い合わせ先

前記2(5)に同じ。

以上